

令和 8 年（2026 年）

旭 川 市 議 会 議 案

第 3 回 定 例 会

令和 8 年 9 月 9 日 開 会

令和 8 年 月 日 閉 会

令和7年度旭川市一般会計決算の認定について

令和7年度旭川市一般会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について

令和7年度旭川市動物園事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について

令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について

令和7年度旭川市育英事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和7年度旭川市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について

令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市水道事業会計決算の認定について

令和7年度旭川市水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市下水道事業会計決算の認定について

令和7年度旭川市下水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和7年度旭川市病院事業会計決算の認定について

令和7年度旭川市病院事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和8年度旭川市一般会計補正予算について

令和8年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和8年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和8年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和8年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和8年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

旭川市認可地縁団体印鑑条例（平成6年旭川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第3条第3項中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第4条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条第6号を次のように改める。

(6) 代表者等の登録資格（第2条に規定する登録資格をいう。以下同じ。）

第8条及び第10条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第11条中「第3条、第6条」を「第3条第1項、第6条第1項」に、「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第4条第2項、第5条第6号、第8条及び第10条の改正規定並びに第11条の改正規定（「第3条、第6条」を「第3条第1項、第6条第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（説 明）

地方自治法施行規則の一部改正等に伴い、旭川市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正しようとするものである。

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立旭川病院使用料及び手数料条例（昭和27年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「者（診療を受けるために来院する者及び診療を受ける者を乗車させて来院する者を除く。）」を「者」に、「場合の区分」を「区分」に改め、同項ただし書中「については、この限りでない」を「の駐車料金は、無料とする」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 診療を受けるために来院する者又は診療を受ける者を乗車させて来院する者 次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める額

ア 駐車時間が8時間以内のとき又は診療の都合その他管理者が特に認める事由により駐車時間が8時間を超えたとき 無料

イ アに掲げる場合以外のとき 駐車時間が8時間を超えた後30分までごとにつき100円

(2) 前号に掲げる者以外の者 次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める額

ア 駐車時間が1時間以内のとき 200円

イ 駐車時間が1時間を超えるととき アの額に駐車時間が1時間を超えた後30分までごとにつき100円を加算して得た額

第3条中「料金」を「使用料又は手数料」に改める。

第5条中「別にこれを」を「別に」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加

える。

第5条 既納の使用料又は手数料は、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、令和8年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条及び第5条の改正規定並びに同条を第6条とし、第4条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の市立旭川病院使用料及び手数料条例第2条第7項の規定は、施行日以後に駐車場の利用を開始した者から徴収する駐車料金について適用し、施行日前に駐車場の利用を開始した者から徴収する駐車料金については、なお従前の例による。

（説 明）

駐車料金の額を改定する等のために、市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量 | 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型） 1台 |
| 2 買 収 価 格 | 109,120,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 札幌市白石区東札幌5条5丁目14番12号
山崎自動車株式会社 |

（説 明）

消火活動に充てるために、買収しようとするものである。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率について、次のとおり報告する。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

(単位 %)

実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
— (1 1 . 2 5)	— (1 6 . 2 5)	8 . 7 (2 5 . 0)	7 9 . 0 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 「実質赤字比率」欄の「—」は、実質赤字額がないため実質赤字比率が算定されないことを示す。
- 2 「連結実質赤字比率」欄の「—」は、連結実質赤字額がないため連結実質赤字比率が算定されないことを示す。
- 3 () 内の数値は、旭川市の早期健全化基準を示す。

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水 道 事 業 会 計	－
下 水 道 事 業 会 計	－
病 院 事 業 会 計	10.3

備考 「資金不足比率」欄の「－」は、資金不足額がないため資金不足比率が算定されないことを示す。

専決処分の報告について

緊急施行を要した変更契約の締結について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年8月25日に別紙専決処分書のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介



専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年9月30日に変更契約の締結の議決を経た第2豊岡団地建替（3）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結することを専決処分する。

令和8年8月25日

旭川市長 今 津 寛 介 印

変更前の契約金額 1, 2 3 1, 6 9 0, 1 4 9 円

変更後の契約金額 1, 2 7 7, 9 0 0, 4 8 9 円



7・3定

議案第 18 号

変更契約の締結について

令和6年6月24日に契約の締結の議決を経た第2豊岡団地建替（3）新築工事について、次のとおり契約金額に係る変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年9月26日提出

旭川市長 今 津 寛 介

変更前の契約金額	1, 206, 700, 000円
変更後の契約金額	1, 231, 690, 149円



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年6月13日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 第2豊岡団地建替（3）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 1, 2 0 6, 7 0 0, 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 荒井・田中・タカハタ共同企業体
荒 井 建 設 株 式 会 社
株式会社田中組旭川支店
タカハタ建設株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

専決処分の報告について

緊急施行を要した旭川地方裁判所令和8年（ワ）第30号損害賠償請求事件に係る和解を成立させることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

和解の相手方 （ 原 告 ）	和 解 条 項 の 要 旨	専決処分 年 月 日
●●●●●●●●●● ●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●	1 被告は、原告に対し、本件損害賠償債務として、17万円の支払義務があることを認める。 2 被告は、原告に対し、1の金員を令和8年9月7日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。 3 原告は、その余の請求を放棄する。 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。 5 訴訟費用は各自の負担とする。	令和8年 7月30日

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合 (%)
1	285,824	令和8年7月30日	令和8年5月18日 旭川市緑町16丁目	市 100
2	64,064	令和8年7月30日	令和8年5月29日 旭川市近文町23丁目	市 100

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合 (%)
1	11,000	令和8年8月25日	令和8年4月11日 旭川市大雪通2丁目	市 20 相手方80
2	120,912	令和8年8月25日	令和8年4月28日 旭川市宮下通12丁目	市 100
3	127,710	令和8年8月25日	令和8年5月23日 旭川市永山北4条6丁目	市 100

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月9日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	旧第三庁舎解体工事	変更前 340,120,000 変更後 343,936,935	令和8年 7月10日	議案第31号契約の締結 について （令和7年12月17日）
2	カムイスキー リンクス第5 リフト整備電 気設備工事	変更前 172,260,000 変更後 175,168,400	令和8年 7月31日	議案第24号契約の締結 について （令和7年6月26日）



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 旧第三庁舎解体工事 |
| 2 契 約 金 額 | 340,120,000円 |
| 3 契約の相手方 | 荒井・タカハタ共同企業体
荒 井 建 設 株 式 会 社
タカハタ建設株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | カムイスキーリンクス第5リフト整備電気設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 172,260,000円 |
| 3 契約の相手方 | 西山坂田・石森・天日共同企業体
西山坂田電気株式会社
石森電気工事株式会社
株式会社天日電気 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |